

# 令和3年第7回(9月)川南町議会定例会会議録

令和3年9月8日 (水曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和3年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第46号 川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるに  
日程第2 議案第47号 川南町地域活性化基金条例を定めるについて  
日程第3 議案第48号 川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて  
日程第4 議案第49号 川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて  
日程第5 議案第50号 川南町税条例の一部改正について  
日程第6 議案第51号 川南町下水道条例の一部改正について  
日程第7 議案第52号 工事請負契約締結について  
日程第8 議案第53号 工事請負契約締結について  
日程第9 議案第54号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第6号)  
日程第10 議案第55号 令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第11 議案第56号 令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第57号 令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)  
日程第13 議案第58号 令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第59号 令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第15 議案第60号 令和3年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第16 議案第61号 令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について  
日程第17 認定第1号 令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第18 認定第2号 令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第19 認定第3号 令和2年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

---

午前9時00分開会

**○議長（中村 昭人君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについて」を議題とします。

議案第46号に対する監査委員の意見につきましては、お手元にお配りしてあるとおりであります。

質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第46号、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長以下、役職員及び職員が住民訴訟等により賠償損害責任を負う場合に、職責に応じて一定額を超える部分を免除するよう条例で定めるものです。

この条例に該当するような例があるのか。職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合とあるが、誰がこれを判断するのですか。お尋ねします。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回、提案させていただいております重大な過失につきましては、一般的には、違法な職務行為によって損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて、著しい不注意がない場合を示すものだというふうに解釈されております。

また、誰が判断するかということですが、最終的には、住民訴訟等を通じて、裁判所によって判断されるものであります。

以上でございます。

**○議員（内藤 逸子君）** 訴訟があったときのみのことだということで、解釈していいのでしょうか。

地方自治法が改正されたことから、これを受けて、法改正の趣旨、県、近隣市町村の対応を参考にして提案したとの補足説明ですが、この条例を制定することで、職員とか役職員が意欲的に仕事に専念できるということですね。いいですか。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の法改正の趣旨につきましては、ただいま内藤議員が御質問頂いたとおりでございますが、いろんなケースにつきましては、全国的なケースがあるんですけども、重大な過失を及んで町に重大な損害を与えた場合ということで、一般的には、さっき説明させていただきましたように、住民訴訟等で、不適切な事務の執行を行ったということで裁判所のほうで判断された場合は、該当する事案になると思います。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2「議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについて」を議題とします。  
質疑はありませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 議案第47号についてお尋ねいたします。

第1条に目的が書いてあるんですけど、地域拠点活性化施設の整備及び維持管理というのは、文面で理解できるんですけど、地域活性化に資する事業というのは、どういうことが想定されているのか、どういうことが具体的に挙げられるのか、お教えいただきたいと思います。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 蓑原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

地域活性化に資する事業ということなんですが、まだ、具体的なものは挙げておりません。

ただし、ここに書いてありますように、整備と維持管理だけでなく、今後、地域活性化に資することができる事業が出てきた場合に、それにも利用できるようというふうに規定させていただいております。

以上でございます。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 地域活性化、今、言葉、何となく分かったようで、正直よく分からないんですけど、これは地域活性化拠点施設の剰余を積み立てるわけですけど、この地域活性化というのは、地域ですから、川南町全体のことをいうのか、この拠点施設から見ての地域活性化なのか、地域活性化拠点施設が判断される地域活性化なのか、誰が判断するのか、その辺のことをお尋ねいたします。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 蓑原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

地域活性化というものを誰が判断するのかという御質疑ですが、先ほども申し上げたとおり、また、どのような事業が今後出てくるか分からないということなので、そこまでは想定しておりません。

以上でございます。

**○議員（蓑原 敏朗君）** お聞きして何ですかね、今、言うのは酷なのかしれませんが、条例提案するには詰めがちょっと甘いというんですか、少ないなあという気がするんですけど、地域活性化拠点施設、現在、建前はもちろん川南町が大きく関与していることではあるんですけど、まちづくり株式会社が指定管理者となってやってらっしゃるわけですけど、地域活性化拠点施設が出た利益を積み立てるわけですけど、その辺のところはよく吟味されてされる必要があるんじゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 蓑原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今、御意見頂きましたことには、本当にそう思います。

私、言われるように、指定管理者が納めている納付金を基金として積み立てていくということで、現在、指定管理者には、実際の建物とか備品類については、償却資産の分は本人たちが支出しておりません。

で、ここの基金に、そういったものを積み立てるということなので、大部分については維持管理とその備品等の更新、そういったものに利用されることを想定しております。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第47号の川南町地域活性化基金条例を定めるについてですが、内容を見ると、もう当初の何が、まちづくり株式会社がもう運営主体でというようななんになるけ言っとったけど、これで見ると、もう公営企業と同じになるわけじゃがよ、こらもう町の予算で、基金を基に運営するなんじゃが、まちづくり、ここのやと、地域活性化、施設の運営に関しては、もう予算から何から決算から、もう議会の議決、必要にするような、なってしもうとるような感じがすっとじゃが、ここ何ちゆうか、本来なら、ぷらっつの利益、今、言う剰余金を積み立てて、それを基金とすとならいいけど、それから、今の出資者の出資金を基金として積み立てて運営する方式じゃったら、町の何か離れて、まちづくり会社ちゆうのなんになるけど、こらもう、水道事業と同じような感覚で見れば、ええちゆうことになるわけですか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

地域活性化拠点施設は町の施設でありまして、指定管理をまちづくり株式会社に行っておりますので、言われる水道事業等々、違うのかなと思います。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** そういうことじゃったら、毎年度、当初の予算やらやをつくって議会の議決を得ていかならんわけじゃが、これにばってん、そういう特別会計みたいなものをつくって、議会は議決する事項になると思うわけですので、もういう現状の何じゃ、このぷらっつの運営に関する予算やら何やも出てこんし、一々、要求せんな資料も出てこんような状況じゃけんども、それだったら、ここの事業に関して議会在決算認定していかならんちゃねえですか。

**○議長（中村 昭人君）** しばらく休憩します。

午前9時14分休憩

.....  
午前9時15分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

**○副町長（押川 義光君）** 児玉議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、地域拠点施設ぷらっつ自体は町の持ち物でございます。

ただ、その管理運営をまちづくり株式会社に指定管理をしているということでございますので、当初予算に出てくるとかいうものではございません。

言わば、文化ホール等と同じような状態なんですけれども、ぷらっつについては、利益を生むというようなことがございまして、基本的に減価償却の観点を取り入れまして、今回、その部分を基金として積み立てて、そしてリニューアルなり再構築の費用に充てるために提案する。ただし、先ほどからありましたとおり、地域活性化に資するような費用も合わせて積立てを行って、今後のまちの活性化に資するために、そういうことをすると。

で、なぜ、基金の中に、地域活性化まで盛り込んだかということは、まちづくり株式会社の中で独り歩きしないように、あくまでも基金にして、一部基金にして、そして議会に提案をして、予算の審議を頂いて、その地域活性化の判断をしていただくという趣旨の下に、この基金で積み立てるということにしたところでございますので、御理解頂ければというふうに思います。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** この指定管理者ちゅうとが出たけど、この文化ホールも指定管理者に委託しておるわけじゃが、文化ホールも町が一般会計の中で、ずうっと必要経費やら何やら委託費を払ろうてしよるわけじゃけど、このまちづくり株式会社に委託費を支払って運営しよるちゅうことになるわけですか、こら。基金で運営しよるこつ、どっちになつとですか。今、答えちもらわな、おら、もう、立てんかいよ。

これに関しては、まだ、担当委員会で審査することになるけんどん、いまいち、この仕組みが分からんわけですよ。指定管理者てちゅうても、ほかん人が。都合のいい指定管理者なつとってねか知らんと思うちゃんけんども、やっぱ、今のぷらっつの経営状況が分かるような、そして議会がちゃんと審査できるような指定管理者制度になっておるか、おらんかですよ。基金を拠出するわけですから。

そこ辺のどこ、委員会審査でちゃんと説明できるように、勉強してきてもらいたいと思っておりますが。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まちづくり株式会社は、指定管理者として、当初予算で指定管理料を計上させていただいております。

あとは、今回の基金については、副町長が述べたように、償却資産等を持っていませんので、そちらのほうは、基金として積み立てていくということにしております。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4「議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 議案第49号川南町水道事業の剰余金に処分に関する条例を定めるについてということで、新たに条例を定めるということですが、この新たに定めることになった理由、これをお聞きしたいと思います。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 川上議員の御質疑にお答えをいたします。

水道事業の処分につきましては、これまで議会の議決を求める方式を取ってまいりました。

今年4月に環境水道課長を拝命しまして、いろいろ地方公営企業法を調べましたところ、条例を定めれば、議会の議決を求めなくても処分できるという規定を見つけまして、条例を定めることにしました。

条例を定めることによりまして、今回61号で提案しておりますが、議案の提出をする手間と申しますか、そういったのがなくなりまして、スムーズに議会運営ができるということで、条例を定めるものでございます。

以上です。

**○議員（川上 昇君）** 承知しました。

第2条ですが、毎事業年度利益を生じた場合においてということで、例年、利益が生じているということで、毎年、毎年、確かに審査をしてまいりました。

その中で、減債積立金それから建設改良積立金、これに積み立てていくんだというようなことで定めがあるわけですが、これは具体的な金額については、第4条に、この条例の施行

に関し必要な事項は、水道事業管理者の権限を行う町長が別に定めるということで記されるんだと、定められるんだと考えられますけども、そういうことなんでしょうか。

で、それが、細則なのか規則なのか要領なのか要綱なのか、その辺どのように考えてらっしゃるか伺います。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 川上議員の御質疑にお答えをいたします。

第2条の減債積立金、建設改良積立金の積立額について、第4条の委任規定で、町長が別に定めるとあるので、規則で定めるのか、要綱、要領で定めるのかということでございました。

利益剰余金につきましては、地方公営企業法の会計ルールで、まず、欠損金が生じた場合はその穴埋めをし、残りを減債積立金、建設改良積立金に積み立てるというふうに書いてあります。

で、金額の積立額につきましては、決算書の利益計算書のほうに書いておりますとおり、大体1対2の割合で積み立ててきております。

で、以前は、減債積立金は、利益剰余金の20分の1以上という規定が明記してあったんですが、それがなくなりましたので、現在は、もう1対2の割合ですということでございますんで、特段、規則、要綱等を定める考えはございません。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** ただいま、同僚議員の質問に対してのお答え、なぜ、この条例をつくったのかという御質問に対して、条例をつくれれば、議会に剰余金の処分に関して、報告、賛否を求める必要はないということですけど、逆に、なるだけ予算及び条例等については、なるべく議会の意見を聞くというのが、本来の姿勢じゃないんじゃないでしょうか。

そのほかにも、例えば、予算について専決とかありますけど、なるべく議会の意見を聞こうとされるのが、町長の姿勢じゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。

今回、条例が制定されますと、令和3年度からは、決算書の剰余金計算書、今、（案）というふうになっておりますが、この（案）が消えまして、剰余金処分が確定した形で提出されることとなります。

で、議会の審査を受けるべきではないかということになりますが、令和3年度以降は、決算審査特別委員会のほうで、条例に基づいて、減債積立金に積み立てられているのか、建設改良積立金に積み立てられているのか、資本剰余金の処分はどうなっているのかという審査を受けることとなりますので、議案を提出する必要と申しますか、そういったことは、条例に委ねてよいというふうに判断しております。

以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 僕が言いたい趣旨と若干違うような気がしますけど、決算審査

というのは、現在の地方自治法制度では、仮に認定されなくても実害というのはないわけなんです。格好は認定されないと、格好は悪いでしょうけど、この剰余金の処分について否決されると、それができないわけなんです。全く趣旨が違います。

なるべく議会の意見を聞きましょう、賛否を求めましょうという姿勢は、やはり民主主義の基本じゃないんでしょうか。

こういう方向に進みますと、なるべく議会にはかけないようにしましょうというような姿勢が、起こってくるんじゃないかという心配をいたしますけど、町長、いかがでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** おっしゃるとおり、基本は大切にしていきたいと思っております。

しかしながら、簡素化できる、効率化できる部分については、しっかりとルールに基づいてやっていきたいと考えております。

**○議員（荻原 敏朗君）** 私は、効率化と民主主義とはまた、ある意味、相反するものだと思います。民主主義というのは、手間、暇、お金、時間等も要するものだというふうに、残念ながら、効率化からはひよっとすると反する場合もあるんじゃないかと思いますが、住民の意向に沿うとか、住民の意見を尊重するという意味では、やはり、なるべく議会の意見は聞くべきじゃないかと思います。

お答えは結構です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかにございませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** この剰余金処分についてであります。私のような単純な者はいまいち分からんわけですが、剰余金よりこの不足分が多いわけですが、これで不足分をこの剰余金では精算できん仕組みになつとるわけですが、それで、その不足分を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良債積立金で補填いたしますちあるけんども、問題は過年度分損益勘定留保資金での補填ができるか、できんかであります。地方自治法第208条によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年度3月31日に終わるものとする、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとありますが、会計年度及びその独立の原則という208条ちゅう法律があるわけですが、過年度分の損益勘定留保資金を留保で補填することは、208条上できんと思うわけですが、条例でできるとしたのか知らんけんども、上位法に勝る条例があつとですか。

**○議長（中村 昭人君）** 児玉議員、条例を定めるについての議案ですので、関係しますか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議長、関係ねえち言よるけんども、住民の代表やったら、住民はそれぞれの考えがあつてもよ。

**○議長（中村 昭人君）** それは分かるんですけど、61号でも審査がある部分でありますし、御担当する委員会でもありますので。

**○議員（児玉 助壽君）** この条例、ほっじゃかいその審査を先にするか、こっちを先にするかになるわけじゃねえね。

人に注意すつときは、ちゃんと勉強してけれ。

**○議長（中村 昭人君）** 61号でも審査の部分だと、私は思っておりますが。

**○議員（児玉 助壽君）** ほんで、61条な、61号、61号が関わつとじゃねえか、この剰余金の処分のあれ、61号に載つとつとでしょう。

この欄外に何しちやるやつをば、この1億1,856万の損益けんじゃに。この決算書を基に、この。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

議案第49号につきましては、剰余金の処分に関する条例を定めるというものでございまして、児玉議員のほうから御質疑がありました点は、議案第61号の利益処分につきまして、そこで御質疑、そして答弁するのが妥当かと思えます。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** この不足分を過年度分損益勘定留保資金で、ね、208条ちゅう法律があるわけですが、年度をまたがって留保でけんでしょうち言いよつとよ。61号、何も関係ねえでしょう。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

49号と61号が関連があるから質問しておるんだということでございますが、61号は、令和2年度の利益剰余金処分に関する議案でございまして、今回提案しておりますのは、令和3年度以降の剰余金処分に関する条例でございまして、議員が質疑されている点につきましては、議案第61号のほうで答弁をいたしたいと思えます。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** ほっじゃかいその過年度分損益勘定留保資金はよ、当年度なんじゃねえでしょう。

これ、今までの積み重ねてできた留保資金になるわけですから、またがって流用できるか、でけんかて聞きよるわけじゃがね、その61号は関係ねえわけだわねえ。

その予算で、当初予算で、この歳入費として、水道予算で歳入として繰り入れるときはでくるかもしれんけど、歳入予算として入れていれば運用できるかもしれんけど、決算じゃでけんでしょう。決算でしたら、年度またぐこつになるでしょうが。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

今、児玉議員が御質疑されているのは、決算書の3ページ、4ページの支出の下の箇所だと思われまますが、利益剰余金処分に関しますと、後ろのほうに書いてあります減債積立金の1,000万と建設改良積立金の1,100万、これが6ページのほうで2,100万円、資本金に組み入れております。これが、利益剰余金のほうに関係をいたします。

過年度分につきましては、繰り返しのようになりますが、また、61号なり、認定審査会のほうで、特別決算審査委員会のほうで御説明を申し上げたいと思います。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第50号川南町税条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第51号川南町下水道条例の一部改正」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第52号工事請負契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋上部工工事）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 第52号契約の金額ですが9,735万円、これの入札率を伺います。

**○財政課長（谷 講平君）** ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

議案第52号の入札率でございますが、落札率が95.17でございます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかにございませんか。

○議員（児玉 助壽君） この議案第52号については、繰越し、繰越しで来たわけですが、これは本年度の予算でする事業になるわけですか。繰越しが多いして、何が何が分からなくなってしまいうわけですわよ。これは、本年度予算で実施する事業になるわけですね。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、本年度する事業でございます。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

今年度の予算でございますが、正確なまだ情報ではないんですけれども、上部工工事ということで、橋梁メーカーが県内に1社、延岡の清本さんが1社しかないんですけれども、そこ等に問い合わせると、作成とか工場製作また橋の仮設、その工事で概算、今のところ8か月くらいは見込まれるということで、繰越しになる可能性は高いのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第53号工事請負契約締結（サンA川南文化ホール舞台照明設備保全整備・調光盤設備等更新工事）」について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第53号、こちらもちまた6,930万円の入札率をお願いします。

○財政課長（谷 講平君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。

議案第53号につきましては、落札率85.37%でございます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9「議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第54号令和3年度一般会計補正予算（第6号）について伺います。提案理由の説明のところで書いてるんですが、21、22ページの2款1項6目の763万円は何で残ったのか。国に返還しなくてはならないものだそうですが、対象となる事業者はどれぐらいいましたか。周知や漏れはなかったのでしょうか、伺います。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

763万円と伺いますのは、コロナの臨時交付金でありまして、歳出のほうにつきましては、いろんな事業、経済対策であったり、いろんな備品の購入であったり等、いうもので積み上げて事業を構築しました。

しかしながら、額的には相当の規模を組んだんですが、実績として760万円程度は差額として出てきましたので、今回、国のほうに返還するものでございます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** せっかくの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業なので、目いっぱい使ってほしかったかなあと思いまして質問しました。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（米田 正直君）** 議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）についてお伺いいたします。

歳出全般でありますけれども、給料等の増減が計上されておりますが、人事異動に伴うものということで、説明がありましたけれども、予算書の説明欄に、総務管理費1人減、徴税費1人減、社会福祉費社会福祉総務費1人増、国民年金事務費1人減、もろもろずっとあるわけですが、これはただ単に人事異動に伴う増減なのか、ただ単の人事異動ではなく、その減少した部署、増員した部署を意味するのか、そこのところお尋ねしたいというふうに思っております。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 米田議員の御質問にお答えいたします。

例年9月補正にて4月分の定期異動分について異動があった分の補正しております。

また新年度の育児休暇、また派遣職員分につきましても今回補正をしておりますので、ちょっと、この方がどこの分というのは、今日この場ではお答えできないんですけど、そういったことで各款項目、それぞれ補正をさせていただいております。

以上でございます。

**○議員（米田 正直君）** では、この人事異動だけで、人員が減ったとか人員が増えた部署というのはないわけですかね。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 米田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容のとおりでございます。ただ、新年度、旧年度の退職、また新年度の採用等の調整はありますので、今回の補正だけで人員が減ったということはありません。

以上でございます。

**○議員（谷村 裕二君）** 議案第54号川南町一般会計補正予算（第6号）についてお伺いしますが、10款教育費、42ページになりますが、教育費で2点あります。

一番下のほうですけれど42ページの、ガラス飛散防止工事設計の委託料ですが、具体的にはどういう工事を目指しているのか、どういう工事をするのか、というのが1点。

それから、次ページの同じく教育費になりますが、小学校費それから中学校費、44ページその一番上のほうですけれども、G I G Aスクールサポーター業務委託料、それから中学校費のその下のG I G Aスクール同じくサポーター業務委託料、この具体的な内容を教えていただきたい。

**○教育課長（山本 博君）** 谷村議員の御質疑にお答えいたします。

まず、ガラス飛散防止の予算についてであります。これは今年度、川南小学校、通山小学校の校舎等のガラスが落下したときに、飛散をしないようにするための設計の予算を今年は上げております。実際の工事は来年度を考えているところであります。

続きまして、小学校、中学校のG I G Aスクールサポーターの業務委託料についてであります。8月末で全ての児童生徒にタブレット端末が配備されました。それに伴いまして、困っているのが、先生方たちがそのタブレットを授業でどのように活用すれば、有効な授業ができて、児童、生徒のためになるような効果のある授業ができるかということで、今、悩んでいるところであります。

先生も、このタブレット自体にどのようなソフトの内容が入っていて、どういうふうに活用できるのかというのが、まだ模索している段階でありますので、業者を入れることによりまして、このような機能はこういうふうに使うというような、業者と契約をして各小中学校を巡回していきながら、先生のサポートとスキルアップをしていただきたいというふう考えております。

以上です。

**○議員（谷村 裕二君）** まず、42ページの飛散防止工事の説明ですが、具体的にどういう工事をするのかというのは、今からということですね。まだ、工事方法も分からないということで、いいんですかね。

**○教育課長（山本 博君）** 再度お答えいたします。

飛散防止の工事の件であります。実際にはそれぞれのガラスに中のほうから内張り、フィルムを貼っていきこうというふう考えております。それによりまして、落ちたときに飛び散らないようにしたいというふう考えております。

以上です。

**○議員（谷村 裕二君）** ありがとうございます。

44ページのGIGAスクールサポーターの件ですけど、趣旨は分かりました。宮崎市内は、この夏休みに宮崎市内の学校は分かりませんが、この夏休みに子供たちは一部、端末を自宅に持って帰って宿題をやったり、持って帰って音楽の授業があったりとかいうのを聞きます。だから、それとすると、川南町は相当遅れている感がありますので、ひとつ、この予算を使って十分教職員の方々が理解をした上、それからまたそういう同僚の先生たち、それにたけている先生たちの非常に参考にしてもらって、なるべく早く具体的な活動をせっかいいのが、備品監査でも全部見させていただきましたけれど、素晴らしいものがありますので、活用できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....  
午前10時13分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き質疑を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

**○議員（竹本 修君）** 議案第54号の一般会計補正予算の34ページ、5番の園芸振興費18節、この一番下のほうの施設園芸用ハウス産地競争力強化事業補助金、これの減額ということで566万2,000円の減額になっておりますが、当初予算では5,553万1,000円ということで約10%ぐらいの減額ですが、そのアップ事業の上乗せ分の補助金の返還ということで、事業の内容をお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、40ページの公共交通費、2目の12節委託料103万9,000円、これにつきましてのJRのダイヤ改正によるシャトルバスの1便増便することの費用ということですが、利用者が分かれば、利用者傾向ということで、昨年と比較した、そういった結果が手元があれば教えていただきたいというふうに思います。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 竹本議員の御質疑にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、この減額については産地生産基盤パワーアップ事業の町の上乗せ分でございます。ハウスの入札によって減額となる分でございます。内容については、トマトが2件、キュウリが2件、ニラが1件となっております。

以上でございます。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの竹本議員の御質疑にお答えいたします。

8款3項2目12節委託料の川南駅線運行委託料103万9,000円でございますが、JRのほうのダイヤ改正によりまして、上り便、宮崎からの8時に着く便があったんですけど、ちょうど上り下り同じ時間で8時に着く便があったんですけど、その上りの8時の便がなくなりま

して、それが8時27分に代わりました。それで、上り、宮崎からの生徒たちもですけども、高校生等もですけども、その子たちの最終便が7時半ということでは、ちょっと利用の都合が悪いということで、9便目を考えたところでございます。数字が出たものはあるんですけど、ちょっと今、手元にないので。ただ、聞いているのは、それが一番やっぱり利用者が多いということは聞いております。

また、資料のほうは後でお持ちしたいと思います。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** 施設用の園芸ハウスの産地競争力ということで、これらにつきましては、先ほどトマト類をおっしゃいましたが、これは面積とか、そういった形の減額ということはないものかお伺いしたいと思います。

それと、40ページのJRのダイヤ改正による増便ということですが、先ほど利用者につきましては、また別に報告したいということでございますので、それらは中身が高校生とか一般の人たちとか、そういった形で分かれば、そういった形の報告も併せてお願いしたいというふうに思います。お願いします。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 竹本議員の御質疑にお答えしたいと思います。

面積は減っていないのかという御質問だったかと思いますが、今回のはあくまでも入札による減額ということで、面積が減ったというわけではございません。

以上でございます。

**○建設課長（大山 幸男君）** 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

一般の方と学生の方の区分がたしかあったと思いますので、資料を準備してお持ちしたいと思います。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 議案第54号川南町一般会計補正予算（第6号）について、言葉等の問題も含まれますけど、ちょっとお尋ねします。

まず、22ページ、3款1項11目自治振興費ですけど、東地区コミュニティセンター改修代替施設賃借料、ここは、どなたから、どこをお借りするのか。

それと、34ページ、一番上ですけど、新規就農者メンター謝金、僅か6,000円ですけど、どんなことをされるのか。

それと、48ページです。11款1項、一番上ですけど、農業施設災害復旧工事、これはどこで、どんな工事をされるのでしょうか。

3点ほどお伺いします。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** ただいまの蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

東地区の代替施設としましては、清水公民館を考えているところです。

以上です。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 蓑原議員の御質疑にお答えしたいと思います。

新規就農者メンター謝金については、今年度から新規就農者に対して相談とか助言とか指導を行うためのメンターが必要ということになりまして、今回予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

**○農地課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

農業用施設災害復旧工事、こちらの内容ということですが、こちら3件ほど上げております。中身的には、農道が1件、それから用水路が1件、それから頭首工1件ということで上げております。現在、まだ災害査定等行われておらず、具体的な内容につきましては、まだ未定の状態です。今回、予算計上に当たりましては、被害報告で出している金額ということで予算の計上をさせていただいております。

以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 新規就農者メンター相談事業ということですが、必要であれば増額等して、貴重な町の農業担い手を育成する仕事でしょうから、必要に応じては、予算また考えてください。

それと、農業施設災害復旧工事ですが、これは場所はまだ具体的には分かっていないのでしょうか。

**○農地課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

場所が決まっていないのかということですが、被害があった場所というのは分かっておりますので、地区でいきますと、弥次郎地区、登り口地区、井出の上地区、3か所になっております。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）ですが、最初のほうで——自分の所管で申し訳ないんですけど、ちょっと確認だけお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費、30ページになりますが、予防費、ワクチン接種コールセンターサービス利用料、今もワクチン接種についていろいろやっていますが、新たにこうい——ごめんなさい、当初予算でこれが同じように上がっていたか、追加なのか、ちょっと分からないんですが、もし新たであれば、これはどういう利用料というか、どういうものなのかをお伺いします。

それから、10款教育費2項小学、中学ありますけども、44ページになります。修学旅行コロナ対策特別支援金で、補足説明では修学旅行のキャンセル料ということですが、いつを計画された修学旅行で、キャンセル料の積算基礎が分かれば教えていただきたいと思います。

それから、10款教育費、同じく社会教育費の46ページになりますが、成人式代替催事記念

品作成送付委託料、これは12月30日に、今年行うはずだった成人式があった場合の記念品ということですが、この流れの中ではどうなるか分かりませんが、万が一、またこの成人式が開かれないようであったら、どのような考え方をされているのかをお伺いたします。

**○町民健康課長（米田 政彦君）** ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

ワクチン接種コールセンターサービス利用料ですが、現在の契約が4月から9月までになっています。これを、また10月、11月まで延長するために、今回予算計上させていただきました。

以上です。

**○教育課長（山本 博君）** 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、修学旅行コロナ対応特別支援金の件であります。これにつきましては、まず各小学校、通山小学校、多賀小学校が11月、川南小学校が12月、山本、東小が同じく12月に予定をされております。唐瀬原中学校につきましては11月、国光原中学校が12月ということで予定をしております。

また、県外、県内等というふうにも分かれています。これが業者によってキャンセル料というのが、ちょっとまちまちの状態でありまして、前日にキャンセルをするのか、1週間前にするのか、そういったことで業者によってそれぞれ違うといったことが見受けられます。そういったことから、大体50%から80%のキャンセル料という見込みで一応予算計上をしているところであります。

続きまして、成人式の代替事業の件であります。実際は対象となる、令和3年度で二十歳を迎える当事者たちができなかったものを今年の12月30日にするというので、一応実行委員会のほうが立ち上げられております。国中、唐中で立ち上げられて、同時に今協議を始めているところなんです。コロナの影響で、やはり開催できないということになるかもしれないということを踏まえて、今協議を行っております。今後については、まだ未定であります。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 修学旅行の場合は幅広くあるということで、今でしたら9月なので、早いところが11月に。

で、私たちが旅行を計画する場合は、キャンセル料が発生しない場合も出てくると思うんですね。そのときにも、こういう団体旅行の場合は、必ず予約をしたら発生するものなのか、早くその決断をすれば要らないものなのか、ちょっとその辺りが分かりませんが、そこ辺りの答えをお願いしますのと。

成人式の場合は、なかなか流動的で、私いつも一般質問で成人式をよく言って、なにそんな力入れているんだと思われるかもしれませんが。成人式に、もし開催ができない場合、例えば、大方、半分以上がやっぱり県外にいらっしゃるんですね、町外も含めてですね。もし、できない場合、例えば大学生に川南の物を送りましたよね。それぐらい思い切った予算

計上をして、やはり川南をもう一回思い起こしてもらうぐらいの代案というか、もし、ない場合のこともちょっと考えてあげていいのかなと思って。予算がちょっと、いつもですけど成人式に対する予算が少ないので、ちょっと思った次第ですがそこ辺り、考え方として、もし町長があれば、ここも併せてお聞きしたいと思います。

**○教育課長（山本 博君）** 再度、御質疑にお答えしたいと思います。

この修学旅行の件であります、まず県外に行く小学校もあります。通山小、多賀小、川南小学校というのが一応鹿児島県を予定しているんですが、例えば鹿児島県を予定していて、県内の状況が終息済みであるということで、県内であれば修学旅行ができるといった場合になったときには、その県外の宿泊施設のみがキャンセルになって、修学旅行自体はできるということで、若干キャンセル料は少なくなるというような場合もあります。

また、県内、山本小と多賀小は県内を予定しているんですが、これも県内でもできないとなると全くゼロになるので、そのときにはキャンセル料が発生するのか、それとも、もう本当に早めに決断をして、キャンセル料がかからないといったところで決断をするのかといったところが校長等の判断というふうになるかと思うんですが、そういったいろんなケース・バイ・ケースがありますので、そのようなことも含めてのキャンセル料を今回計上させていただいたところであります。

成人式の実行委員会の予算の件につきましては、少ないということも頂いておりますが、今回もコロナの関係で、やるか、やらないかといったところも、正直、実行委員会を立ち上げるまでにありました。やっぱりコロナの時期でありますので、大々的にはなかなか難しいだろうというふうな実行委員会の考えもあります。状況を見ながら、なるべく予算をかけられるものについては予算化をして、お手伝いをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

**○町長（日高 昭彦君）** 具体的なほうは担当課が説明したとおりですが、成人式にける思い、議員もありがたいお言葉頂きましたけど、私も成人式、それから25歳の同窓会もしております。今、冷たい言い方ですけど個人情報保護法というのがあって、なかなかこちらから、分かるけど調べられない状態があるので、子供たちのほうから、成人者のほうから、いろんな形でアプローチをしていただきたい、そういう仕掛けをしているところでありますので、成人式の向こうには何を見るかということですけど、やはり川南町にまた帰っていただきたい、川南町とつながっていただきたい、そういう思いは常に持っているところでございます。

この成人式、今回に関しては、具体的には、子供たちとしては、計画したときには12月30日ができないという想定をしておりますませんでしたので、これから足りない部分はまたやっていきたいと思うし、彼らの、彼女たちの思いはかなえるように、町のほうも精いっぱい支援したいと思っております。

**○議員（徳弘 美津子君）** 実行委員会が元であることで分かりますが、あの子たちは、

その予算とか分からずに、多分——分かりませんが——担当課が、今まではこういうものを出してましたよという感じなので、新たな考え方として、やっぱりきちんとしてあげないと。今回、送料無料とかがすごい好評で、あれ、やっぱり皆さん親が子供たちにいろんなものを送ったりする部分、すごくあるんです。そういった意味で、やっぱり指導というか、そういうふうに仕掛けてあげて、こういう場合はこうだよというのはちゃんとやってあげてほしいと。

予算に関係ありませんが、成人式がこうやってあつたりなかつたりとする分で、もし今度流れたときに3回目の成人式が、計画があるのかどうかもなので、そういう思いの中で、その個人情報も分かれますが、そこはそれぞれに届出があつた場合は、多分電話番号とかあると思うので、こういうことをしたいという仕掛けはしてもいいのかなと思っております。

**○町長（日高 昭彦君）** 少し言い足りなかつたかと思いますが、大学生に対する、コロナで町の産物を送ったり、そういうことをしながら、逆に今、役場としてはいろんなデータが集まってきましたので、申し訳ないですけど、こういうことができるんだというのを改めて再認識して、今積極的にそれは活用しようとしているところでございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）について伺いますが、14ページの一番上のほうの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10、5,170万円についてであります。この行き先はいろいろあるけんどん、一番主な歳出先はどこですか、これ。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

全体的な事業の組立てというのが、まだ完了していないというか、いろんな交付金が、まだ追加で来ることになると思います。最終的な充当先につきましては、そういったものが決まった時点で、経済対策のほうに主に活用されるものと考えております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** では、基金か何かに積み立てるわけですか、充当先がはっきりするまで。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** 現時点で言えば、子育て世帯への臨時特別給付金であるとか、特産品の送料無料とか、そういったものに充当しておりますが、先ほども申したとおり、全体的な事業がどのようになるかというのは、最終的には決算のほうになるかと思えます。

基金に積み立てているということはありません。交付決定を頂いている状況です。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** この専決処分で飲食業やいろいろな、県の支援金で補助しておりますが、コロナで困っている人はそういう人ばかりじゃないわけですが。一般のサラリーマンでも同じですし、その飲食業の従業員やらも困つとるわけですが、使えるものであ

ったら、そこら辺にいろいろ。

都農は、農業・漁業者にも一律5万円給付ちゅうようなどが、今日、新聞に載っておりますが、そういうことができればやってもらいたいと思っておりますが、どうですかね、町長、そこ辺の配慮できんですか。

**○町長（日高 昭彦君）** コロナに関しては、議員が言われるように、本当にどこまでなのかというのが想像つかないというのが非常に辛いところではありますが、町民の皆さんにできる限りのことは、これはもう我々もできる範囲でしっかりやりたいという覚悟は持っております。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（河野 浩一君）** 議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算、34ページの18款高付加価値経営の推進、地元農家法人化支援事業、それから新規就農者支援事業補助金ですか、法人化された方が去年どのぐらいおられるか、それから新規就農者がどのぐらいおられたかお尋ねします。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 河野議員の御質疑にお答えしたいと思います。

法人化された数と新規就農者の数ということでございますが、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただいてよろしいでしょうか。

**○議員（河野 浩一君）** プライバシーのことを言って恐縮なんですけど、私は大体、冬場に野菜を植えているんですね。それで、去年は植えた野菜が3分の1ぐらいしか出荷ができませんでした。物すごく安かったんです。だから、このままでは農家は太刀打ちできないような人がたくさんおるんじゃないかと思えます。それで、少しでも農家の人に助成をしていただけたら、みんな助かるんじゃないかと思えます。よろしくお願いします。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 河野議員の御質疑にお答えしたいと思います。

農家等の支援については、課のメンバーで常に考えておるところなので、今後また提案していきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は各所管事項別に、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第10「議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第58号の提案理由のところの10ページに、総務費は611万2,000円の増額で、こすもす3号館が計画していると書いてあるんですが、このこすもす3号館という計画とはどういうことか伺います。

**○福祉課長（三角 博志君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

10ページのほうにございます地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金761万2,000円につきましての御質問かと思えます。こちらのこすもす3号館といいますのは、元さざんか苑が平成14年10月設立、その後に現在こすもす3号館ということになっておりますが、一部老朽化が進んでおりまして、その施設等を一部改修等をするものでございます。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14「議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第15「議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 水道会計補正予算（第1号）について伺いますが、3ページの財務活動によるキャッシュフローとありますが、この3番、一番下の財務活動によるキャッシュフローで、この建設改良費の財源に充てるための企業体の償還による支出3,764万4,000円ほどですか、他会計からの出資の収入、マイナスになつとるわけですね、償還による支出は。他会計からの出資の収入のところの他会計の770万の、他会計いうたら、どこから入ってきているわけですか。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

3ページの下の方、3番の財務活動によるキャッシュフロー、どうしてマイナスになつ

ているのかということでございますが、3,764万4,000円の支出がございましてマイナスとなっております。

770万円につきましては、一般会計の出資によるものを収入として770万円計上しております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 企業債の償還による支出等は、もう当初で分かっているわけですから、当初予算に積み立てているお金を予算に組んで支出するようにすれば、その不足額は出らんち思うわけです。そういう会計処理はできんとですか。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

3ページに記載しておりますキャッシュフロー計算書は、令和3年4月1日から令和4年3月31日のものでございますが、今御指摘がありました、当初で計上できなかったのかということでございますが、当初予算書の5ページにキャッシュフロー計算書を載せておりますが、そこでもう同額のマイナス3,764万4,000円、他会計からの出資による収入770万円は計上しておるところでございます。

一般会計・特別会計補正予算を、補正のあった項目しか予算書を編成しませんが、地方公営企業法のルールによりますとキャッシュフロー計算書も載せることになっておりますので、3ページに載せておるところでございます。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第16「議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** この営業利益の未処分利益を剰余金等とするわけですが、先ほどの質問と関連しますが、実態はこの不足分を減債積立金やら建設改良積立金で補填しているわけですが、この剰余金より不足金が多い状態でそれを補填しとったら、年々、これは見栄えはいいけども、積立金は積み立てよるけど、実際はこれは目減りしよる状況になっておりませんか。積み立てとるか知らんけど、補填しよったら。今まで積立金は、去年もそういうふうで補填しとったが、今まで積み立てた合計より、実際の金額は目減りしとるち思うわ

けですが。こういうようなやり方をしよったら、町民は水道料金が低い低いと言いはるけど、自販機に入っているミネラルウォーターのこと考えれば、ただみたいなもんですよ。そういうことを考えたら、やっぱり公営企業といえども黒字経営すつとが望ましいわけですが。

こういうふうの実態赤字の状態を利益が出たようなことにしよと、水道料金を上げることができなくなるわけです。もう石綿管更新だけじゃないです。年々老朽化しよるわけですから、それも毎年更新していかならんわけですから、その資本も必要になってくるわけですから。こういうやり方しよと、一般会計からの繰入れが多くなったら住民サービスの低下につながるわけですがね、一般会計を圧迫しよと。やっぱりちゃんとしたなんをして、無理やり剰余金が出たような紛飾決算みたいなこつをする必要はないと思うわけですよ。

私も組合の理事をしよって、企業会計でありましたけども、営業の剰余金で、営業がいろいろあるわけですよ。貸倒引当金とか、施設の修繕費や何やでお金が要って、剰余金でそれを処分するわけですが、赤字がなった場合は、水産業協同組合法で、毎年の剰余金の法定準備金とか特別積立金とかいうやつを積み立ててきて、それでその赤字を補填しとるわけでありまして。そういうふうにせんな、営業利益が上がらんで赤字経営になるような状態になった場合、こういう会計処理をしよたら手数料とかいろいろ料金を値上げして、適正な営業ができるような状態にできんわけですよ。そういうふうに、やっぱりしていかな、いかにじゃないですか、今後、水道事業も。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

利益剰余金が、年々目減りをしているのではないかとということでございましたが、令和3年3月31日、利益剰余金の合計が約4億500万円でございます。今回1億2,200万円、利益剰余金が生じておりますので、今年はまだ5億2,700万ということで目減りはしておりません。

それから、3条予算の、決算書の3ページ、4ページになりますが、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,856万3,064円につきまして、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額等々で、補填をしておりますが、この中で利益剰余金に關しますのは、減債積立金の1,000万円と建設改良積立金の1,100万円、合計の2,100万円でございます。この2,100万円につきましては、各積立金を取り崩した場合は資本金に組み入れるということになっておりますので、6ページの計算書を見ていただくと分かりますとおり、2,100万円、資本へ組み入れております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 俺が言うことが分からんもんじゃが。その減債積立金やら建設改良積立金で補填しよたら、その剰余金より不足額が多いような状況じゃたら、目減りするんじゃねえかちいよるようなこつちやがね、積立金が。

こういうような会計処理をしよたら、水道料金を上げる必要が出たとき、毎年剰余金が出とつとに何で料金を上ぐととかい、料金を下げえちゅう、川南町は水道の管路の長さがほ

かの町村より長げかい、それで水道料金が高けえわけですけど。ほかの町村に比べても水道料金が高いわけですが、水道料金は下げちいう意見が出てくるわけですよ。で、実際はマイナスになっというわけですから。こういう会計しよったら、住民の立場に立ったら、水道料金を下げち言うですよ。やっぱり住民が見て、ちゃんと見て、説明せんでも分かるような会計処理をせんなですよ。予算は執行部と議会のもんじゃねえわけですから、住民が見て分かるような会計処理をするべきじゃねえかち言いよるわけですよ。

でないと、大きな建設事業をするごとなったら、水道事業債や何やですることになるわけですから、一般会計で繰り出さんならん。そうすれば起債償還やら何やらが出てくるわけですが、結局、そういうことしよったら剰余金というのが出らんわけですから。やっぱり、ちゃんとした会計処理して、町の水道事業のなんはこういうもんじゃち、住民の人に理解してもらうんなら、後々困っちゃねえどかち思うわけですよ。そんげせん、住民に安心で安全な水を供給して、住民の暮らしと生活を守っていかんならんとですから、我々は。あまりこういう、特別な、住民が見て不透明な会計処理はやめてもらいたいと思っておりますが、どうですか。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

会計方法について、住民に分かりやすい予算書なり決算書を作るべきではないかという御質疑でございました。水道事業は、地方公営企業法のルールにのっとり様式も定められており、会計ルールも定められておりますので、それに基づいてやっております。

参考までに、株式会社等は会社法、うちの一般会計、特別会計等は地方自治法。児玉議員が先ほど申された川南町漁業協同組合につきましては水産業協同組合法、同施行令・同施行規則に決算のルールが明記されておまして、それによって作られておると思います。

上水道の地方公営企業用会計は独特な、第3条予算と第4条予算ということで分けて決算書を作るようになっておまして、なかなか分かりにくいと思いますが、地方公営企業法関連法規及び通知によりまして的確に処理をしておりますので、全く問題ないと考えております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** その法律に基づいてすっちゃけんどんよ。住民が見て分かりやすい会計処理をせばいいわけですよ。法律はどうでもいいですよ、間違うとらんかれば。

大体、不足分より剰余金が多いとんよ。剰余金が出ちゅうことは、一般の人はよ、あまり理解せんですよ。何らかのそういうなんをして、前も言うたけど、今の過年度分留保金ちゅう。大体その留保金を、法律上、留保できんごとなっつけんど、繰越しで次年度予算に繰り入れるか、この基金に積み立てるかせん限りは、議会は留保金を留保することは認められんごともやろけんどんね、法律上。これを見つと233条の2で債権、剰余金の処分についてであります。条例の定めるところにより、また、普通地方公共団体の議会の議決によって、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるちゅあるけ

ど、基金に編入できるけど留保金で留保せえちゅうのは書いちゃねえですわ。漁協のなんでも留保金は留保しないようにと県の水産部のほうから指摘されて、そういう留保金は持たんごつなっとるわけですわ。

川南町は留保金を、そういう剰余金を今まで留保金として留保してきたわけですか。

**○環境水道課長（橋口 幹夫君）** 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

今、議員が申されましたのは地方自治法の233条と思いますが、上水道事業は地方公営企業法の適用に基づいて会計を進めておりますので、今、議員が申されました地方自治法の適用は受けませんので、留保金等々につきましては問題ないと考えております。

以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教産業常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時13分休憩

.....

午前11時23分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き質疑を続行します。

ただいま、川上昇君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

**○議員（川上 昇君）** 私、先ほど、議案の第52号工事請負契約締結、それから議案の53号、同じく工事請負契約締結の件で質問した際に、契約の金額の入札率は幾らかということでした。正しくは落札率でした。おわびし、訂正いたします。

**○議長（中村 昭人君）** 産業推進課長からも発言の申出がありましたので、これを許可します。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 先ほど、議案第54号で河野議員から、昨年度の新たな法人数と新規就農者数の数を聞かれましたが、認定農業者で法人化された数については8件、あと新規就農者の新規参入については5人、後継者が4人、雇用の就農者、法人等に雇用された就農者については5名ということです。

以上、報告いたします。

**○議長（中村 昭人君）** 日程第17「認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算

認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（米田 正直君）** 認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、57ページ、58ページ、財産収入についてでございますけれども、土地貸付料、これの明細が出れば出していただくとありがたいと思います。

お聞きしたかったのは村上牧場ですね、あそこのことについてちょっと調べようと思って、貸付料なのか、使用料なのか、もしくは、昔は牧野管理組合に指定管理者として委託料を逆に払っておったような状況だったと思うんですが、そのことについて調べようと思いましたが載っていませんでしたので、ひょっとするとこの財産収入の中の土地貸付料の中に入っているんじゃないかと思いましたので、これの内訳を、もし出していただければ、出していただきたいと思います。参考までに村上牧場についても、そのことについてだけ一応書いていただくとありがたいと思います。

**○財政課長（谷 講平君）** 米田議員の御質疑にお答えいたします。

土地貸付料でございますが、件数でよろしいでしょうか。（発言する者あり）明細につきましては、後で用意したいと思っております。

以上です。

**○議員（米田 正直君）** 村上牧場分だけ、一応報告いただくとありがたいと。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 米田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

土地貸付料の産業推進課分につきましては、一番大きいのが宮崎ガスの太陽光の土地、あとはモーニングベーカリー、尾鈴農業公社、尾鈴地域再生協議会、シンコーエンジニアリングに対する土地の貸付けでございます。

以上でございます。

**○議員（米田 正直君）** そういったやつについては一覧表で頂きたいと思いますが、私が聞きたいのは村上牧場についてお伺いしているんです。

**○財政課長（谷 講平君）** 米田議員の御質問にお答えいたします。

村上牧場の件につきましては、後で明細と一緒にお待ちしておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 認定第1号の184ページの住宅リフォーム事業ですけど、助成したのは何件なのか。受付が始まって、すぐ予算がなくなったと聞きましたけど、今後の計画ってどうか、前年度がすぐ満杯になったと聞いたんですが、何件あったのでしょうか。

それから、236ページの文化施設費、指定管理者包括的管理委託事業について、昨年と比べて幾ら上がっていますか。そして、そこでは何人働いているのか伺います。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

住宅リフォーム助成金につきましては、助成件数としては115件でした。昨年度の実績と

しては、すぐになくなったのではなく、10月ぐらいまであったと記憶しております。

以上でございます。

**○教育課長（山本 博君）** 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

指定管理者の件で御質疑を頂いておりますが、昨年度との比較についてであります。昨年度の比較について確認をしまして、また報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 何人働いているのかも教えてください。

242ページの学校給食費、給食調理等業務委託料ですが、決算では3,409万5,600円とありますけど、この契約は、前は3年間だったと思うんですが、いつからいつまでなのか、どこが今しているのかを教えてください。それと、何人働いているのか、お願いします。

**○教育課長（山本 博君）** 再度お答えしたいと思います。

調理場の件で御質疑を頂いておりますが、申し訳ありません、この件につきましても、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 令和2年度川南町歳入歳出決算書についてであります。令和2年度の予算においては、財源更生ちゅうとがいつぺえあったっちゃけんど、予算には。決算では財源更生ちゅうとがねえわけですがよ、どこに消えたとか伺います。

また、そして繰越明許費が相当数あったわけですが、監査委員におかれましては大変苦勞されたと思うわけですが。私も繰越明許費が何本あって、どんげなったもわからんわけですが、決算審査するに当たっては大変な御苦勞があったと思っております。一言お礼を申し上げるところであります。

その財源更生ちゅうとも予算上はあって、決算じゃねえちいう、その決算の仕組みがわからんっちゃけんど、誰かポケットに入れたわけね、その財源更生した錢を。

**○財政課長（谷 講平君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

財源更生であります。決算におきましては各補正予算等、財源更生等出てきておりましたが、決算におきましては、その更生した部分につきまして歳入予算が充当されたということで、この決算書におきましては、その財源更生部分が出てきておりません。

それと繰越額につきましては、11ページのほうにございますが、令和3年度の繰越額ということで2億2,261万8,563円という額が出てきております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 財政課長も大変なこっちゃと思うけんど、財源更生したお金が何に使われたとか、多分、分からんじゃろうと思うけんど、財政課長が作るわけじゃねえわけじゃから、各課長が作ったやつで、財源更生されたお金がどこへ行ったも分からんような会計でありますから。

この繰越し、これで見るとちゃんと出とるわけですね、ちゃんと執行されとるようであり

ますが、不用額が出とるから、本当かうそか分からんけれど。やっぱり、そういう決まりがあるわけですから、災害とか、いろいろな自然的な問題があったら仕方がねえち思いますけど、なるだけ繰越しを行わんごつ、監査委員やら財政課長に苦勞させんように執行してもらいたい。

これ、町長の執行責任が問われる問題なんですよ、この繰越しがこんげ、おら5つ以上、よう勘定せんから何ぼか分からんけども——相当の数がありますが。他町村のなんが見たら恥ずべきことじゃち思いますけどね、町長。執行責任者としてどう感じますか、この繰越明許費の多さは。

**○町長（日高 昭彦君）** いろいろな御指摘があろうかと思いますが、しっかりとルールに基づいてやっておりますので。時々、質問の意味が分からないときがありますので、しっかりと要約して質問していただくと助かります。

**○議員（児玉 助壽君）** 質問しよる俺も何を言いよるか分からんけど、何せ、今勘定したところが14件もあるわけですよ、繰越ししたちゅうこと。都合が悪かい、俺がせいしよらるけど、これは執行責任者として恥ずべきことじゃち思うわけですが、それに対して一つも反省の色もねえして、俺の質問が悪いような答弁をしとらるけどよ、これは事業計画、予算編成から予算提案からしてちゃんとしとらんかったという。だから、年度内に予算執行されんかったちいうわけです。その責任が、全てが町長にあるわけですから、やっぱり、ちったあ反省の弁の一つなつとは述べてもらわんな。議決した議会もよ、納得いかんですよ。議会はちゃんと議決して、効力が生じたやつ、ちゃんと年度内に執行してもらわんなです。住民サービスにも影響しますわね。そこ辺をどう思うとりはるか知らんけど。答えんなら答えんでよかです。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございせんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 一般会計のほうの決算なんですけど、私たちは出た予算について、その都度審査をしていった結果が、この決算書に現れているわけですが。すいません、134ページ辺りになると思うんですけど、私立保育所の保育士支援として月額っていう感じで、去年まであったんでしたかね——ちょっと確認も含めて——保育士不足に対しての支援があったと思うんですね。令和2年度はないというのでよかったのかなと思って、ちょっとその辺りの経緯を教えていただけたらいいと思います。私立保育所の保育士支援、月額幾らとかって、商品券とかで、町外の保育士には幾らとか、ありましたよね、昨年。今年はないですよ。令和2年度の事業ではなかったですよ。よかったですよ。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

令和2年度につきましては、保育士の支援でやっておりました事業につきましては行っておりません。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 担当課として、私立保育所の保育士不足とかいう声とかは、

2年で聞いていなかったのか。だから、2年でやめた理由としてどうだったのかなど。事業があつているときに、すごく私立の保育所の先生たちから、特に園長先生たちから、すごくありがたいと言われていたんですが。私たちは出た予算だけで審議していたので、これをちょっと見落としていたのもいけませんが、現場の声というか、担当課として保育士の不足っていうものをどのように把握されているのか。決算、併せてでちょっと申し訳ないんですけども、お答え願えますか。

**○福祉課長（三角 博志君）** ただいまの御質疑についてですが、確かに私立保育園につきましても、なかなか保育士が不足しているというのは、本町のみならず、近隣の市町村でも同様の状況でございます。そうした中で川南町では、そういう保育士を確保するために町単独の事業で助成を行って、非常に喜ばれておったというのは、私も現場の声として確認しております。

それが、じゃあ直接の採用に結びついたかどうかというところまでの確認というのは、なかなか現場のほうでもできていない状況。例えば、石井記念の川南保育園、こちらなどは保育士不足を理由に、120名の定員なんですけど100名程度の実際の人員で、これ以上は受入れられないというような状況もございます。また、手のかかる乳幼児等、こちらにつきましても、なかなか受入れないという私立保育園がございまして、そうした子供さんたちをできるだけ公立で受けるようにしているというような状況が現在の状況でございます。ですから、保育士の確保というのは、今後非常に重要な課題になってくるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議員（徳弘 美津子君）** 担当課長は、どの時点でその声を把握していたのか分かりませんが、現場の声をきちんと上に届けていくということの必要性と、それが、予算がまちづくり課だったので子育て支援とか人口対策の関係の中で、これはうたっていたと思うんですね。そういう連携もなしに、特に令和2年度はコロナの状況があり、その保育士の方たちのリスク、物すごくあるわけですよね。そういった中でやられていて、年度途中でもそのようなことを気づいたときに予算計上できなかつたものなのか。結局、若い人たちに住んでくださいよと言いながらも、子育て支援の中で、保育の子供たちの人数が制限される状況の中で、川南に住んでくださいというていのいい話をして。でも、町は私立保育所を1つ増やして、番野地保育所が今年から私立になったわけですけども。そういう状況の中で、現実と実際こうだよという理想論をうたっている意味が全く矛盾、相反する中で、どのように考えて、担当課として、きちんとそういうのは上に届けるべきだと思うし、町長もやっぱり首長として、その現状をどうであるか。町長だって、多分インスタとかいろいろ見られて、保育所の現状とかを知らないはずがないと。それが首長の責任だと、私は思います。

その辺り、今年度、また来年度の予算計上すると思いますけども、そのような考え方を持っていないと、若い人たちに住んでくださいというものはない。結局、保育士だって川南

にいらっしゃる親なわけですね。そういった意味の中で支援を続けていくということがなぜできなかったのか。それを切った理由として、先ほど私が聞いた中ではあり得ない。その理由を言われていませんよね、切った理由。そこ辺りを、最後の質問になるので、きちんとお答えいただきたいと。今後はどうやってつなげていくか、これは町長の、また答弁等お願いしたいと思います。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

確かに私立保育所は保育士の確保が厳しいというアンケート結果に基づいて、企画事業として予算化させていただいたところでした。

ただ、現状としましては、実際にもう既に就職していらっしゃる方々には大変喜ばれたんですが、それから確保というか増員ということが行えたかといいますと、そういう結果が見えませんでしたので、ニーズと、こちらの政策とが合致していないんじゃないかということで、令和2年度につきましては事業を行わなかったところです。

以上です。

**○町長（日高 昭彦君）** 最終的には私が判断するわけでございますが、やっぱり担当課、それから全体の予算を見ながら、そういう判断をしたところでございます。足りない部分については、今議員の言われるように、もう一度、見直すところは見直していきたいと思えます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、本案件については、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第18「認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 認定2号、国保税のところで質問いたします。

国保加入者数が、去年は2,719人でしたが、今年は何名でしょうか。

それから、基金を使って、子供の医療費の1,000円をなくすことはできないのか。

それから、資格証明書の発行世帯数は何名でしょうか。短期保険証の発行世帯数は何名で

すか。国保税の滞納世帯数と割合についてお尋ねします。

それから、国保加入世帯の平均所得は調べておられますか。分かったら教えてください。国保税の1世帯の平均所得ですね。

それから、国保税が所得に占める割合は、調べておられたら教えていただきたいんですが。

**○税務課長（大塚 祥一君）** 国保の被保険者数ですけれども、令和2年につきましては4,725人でございます。あと、各種所得のことをおっしゃられましたが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど詳細をお聞きして、ちょっと正直聞き取れなかったところもございますので、後で回答できるものについてはしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第19「認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村 昭人君）** 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から河野禎明君、中津克司君、葦原敏朗君、文教産業常任委員会から児玉助壽君、米田正直君、内藤逸子君、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から徳弘美津子君、川上昇君、竹本修君、文教産業常任委員会から福岡仲次君、河野浩一君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選出することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に葦原敏朗君、同副委員長に中津克司君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に徳弘美津子君、同副委員長に福岡仲次君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、17日の会議において、審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆様、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前11時59分閉会